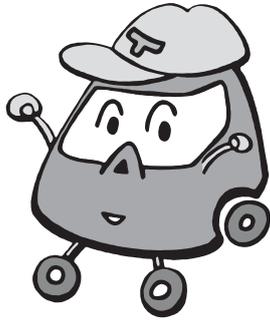


兵ト協ニュース

2009.12 No.281



猪名川溪谷・屏風岩(猪名川町)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 映像記録型ドライブレコーダ活用手順書の策定について……………	1
(環 境) 平成21年度自動車公害防止月間運動について……………	2
窒素酸化物低減のための季節対策について……………	3
(兵庫県) 平成21年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱……………	4
(神戸市) 神戸市利用実態調査 アンケートにご協力ください……………	7
○ 首都高速道路からのお知らせ	
大型車両の安全な通行等に関する指導について (協力依頼)……………	8
○ 事務局からのお知らせ	
運輸安全マネジメント実施要領の改正について……………	9
「トラック事業の総合安全プラン2009」研修会のご案内……………	12
第41回全国トラックドライバーコンテストが開催されました……………	14
第47回兵庫県高圧ガス大会が開催されました……………	15
ドライブレコーダー導入助成対象機種が追加されました……………	16
○ 支部だより	
西宮支部青年部会が西宮市交通安全功労者として表彰されました……………	16
○ 陸災防のページ	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 平成21年度安全衛生表彰	
永年勤続表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の受賞について…	17
平成21年度安全管理者選任時研修開催のご案内……………	18
平成21年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱…	21
フォークリフト運転技能講習会 (31時間講習)……………	27
はい作業主任者技能講習会……………	30
○ 会員だより……………	35
○ 協会日誌……………	38



行政からのお知らせ



国土交通

国自安第95号
平成21年10月30日

社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

映像記録型ドライブレコーダ活用手順書の策定について

今般、別添のとおり、映像記録型ドライブレコーダについて、運送事業者において活用の難しさ等から十分に安全対策に生かされていないといった状況等を踏まえ、運送事業者が映像記録型ドライブレコーダにより、容易に、かつ、効率的・効果的に、乗務員のリスク情報の把握・共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を支援する映像記録型ドライブレコーダ活用手順書を策定しましたので、これを活用することなどにより、運送事業者におけるドライブレコーダによる安全対策の取組が推進されるよう貴会傘下会員に対し周知方を願います。

全ト協発第428号(環)
平成21年11月13日

都道府県トラック協会
会長 殿

社団法人全日本トラック協会
会長 中西 英一郎

映像記録型ドライブレコーダ活用手順書の策定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省自動車交通局安全政策課長より、映像記録型ドライブレコーダーの使用については、別添の手順書を活用することなどにより、安全対策の取り組みを推進するよう周知依頼がありました。

つきましては、本趣旨をご理解の上、傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

国土交通省、全日本トラック協会 HPからダウンロードできます。

国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000027.html

全日本トラック協会 <http://www.jta.or.jp/index.html>

平成21年度自動車公害防止月間運動について

自動車公害防止対策の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自動車公害防止の意識高揚を図るため、別添「兵庫県自動車公害防止運動実施要綱」に基づき、毎年6月及び11月から1月までの期間を自動車公害防止月間と定め、関係機関・関係団体が連携して、自動車による大気汚染・騒音・振動公害を防止するための活動を行っております。

貴職におかれましては、6月の自動車公害防止月間においてご協力いただいたところでありませんが、引き続き冬季期間もその積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

兵庫県自動車公害防止運動実施要綱

制定 昭和58年3月2日
改正 昭和63年4月21日
改正 平成8年5月27日
改正 平成12年5月30日
改正 平成13年4月1日

1 目 的

近年における自動車の著しい増加に伴い、県下の主要幹線道路では、騒音・振動・排出ガスによる自動車公害が激化し、さらに広域化する傾向にある。

この現状を自動車運行者を始め広く県民に訴えて自動車公害防止の意識を高めるとともに、特に、自動車公害防止月間を設け、関係機関及び団体による各種の自動車公害防止施策を強力に推進することにより、自動車公害の防止を図る。

2 期 間

毎年6月及び12月を中心とした冬季期間（11月から翌年の1月）を自動車公害防止月間とする。

3 推進事業

期間中、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 新聞・ラジオ・機関紙等広報媒体による啓発・啓蒙
- (2) ポスター・リーフレット・横断幕・立看板等による街頭広報の強化
- (3) 講習会・研修会等の開催による運動の普及・啓発
- (4) 自動車運行者に対する自動車公害の防止に関する教育の実施及び指導
- (5) 排出ガス等の街頭検査及び指導
- (6) 交通管理の強化
- (7) 自動車公害調査の実施
- (8) その他自動車公害の防止に関すること

窒素酸化物低減のための季節対策について

窒素酸化物低減のための季節対策の趣旨を御理解いただき、以下の事項について御協力をお願いいたします。

なお、貴団体会員各位等に機関紙等により周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 季節対策実施期間 平成21年11月1日から平成22年1月31日

- 対象地域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町

- 窒素酸化物低減のために御協力をお願いする内容
 - 暖房用のボイラー運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。

 - 業務用貨物自動車等については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。

 - 自家用車の使用については、関係者にできるだけ自粛するよう要請するとともに、電車・バスなど公共交通機関の利用等の促進を図ってください。

 - 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）を心がけてください。

平成21年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

年末は、師走特有の慌ただしさや忘年会等飲酒の機会が増え、通常より気のいらだち、緩みが起きやすいことに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成21年12月1日(火)から同年12月10日(木)までの10日間
(運動初日の12月1日は、「交通安全意識を高める日」)

3 主 唱

兵庫県交通安全対策委員会

4 運動重点

年末の交通事故防止運動では、交通事故死者の約半数を占める高齢者の交通事故情勢に対処するため、「**高齢者の交通安全**」を最重点とするほか、後を絶たない飲酒運転の根絶、日没時間の早まりに伴う夕暮れ時の交通事故防止、自転車乗用中の交通事故防止及び全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用による被害の防止・軽減を図るため、次の重点を定める。

最重点

高齢者の交通安全

重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 夕暮れ時の交通安全
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 運動重点に関する主な推進項目

最重点 高齢者の交通安全

高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他交通参加者の高齢者に対する保護意識の醸成を図り、高齢者の交通事故を防止する。

◆ 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底

- ◎ 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
- ◎ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ◎ 高齢者マーク（高齢運転者標識）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車に対

する保護義務の周知徹底

- ◎ 改正道路交通法の施行に伴い、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことの周知徹底
- ◎ 高齢運転者に対する思いやりのある運転の実践
- ◆ 参加・体験・実践型交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の実践
- ◆ 夜光反射材の活用促進
- ◆ 地域メディア、インターネット等を活用した「高齢者交通安全の日」（毎月15日）の普及啓発

重点1 飲酒運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、運転者の交通規範意識を高め、飲酒運転の根絶を図る。

- ◆ 家庭、地域、職場等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- ◆ 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- ◆ 改正道路交通法の施行に伴い、悪質・危険運転者の運転免許欠格期間の延長及び飲酒運転等の行政処分が強化されたことの周知徹底
- ◆ 飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨な結果等を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成
- ◆ 自動車運送業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用促進
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進

重点2 夕暮れ時の交通安全

夕暮れ時（日没前後）は、人や車の動きが活発となるほか、日没により視認性が低下し交通事故の多発が懸念されることから、車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、夜光反射材の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

- ◆ 地域メディア、インターネット等あらゆる広報媒体を活用した、ライト点灯時間（運動期間中は、午後4時）の周知徹底
- ◆ 「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」の広報啓発活動の実施
- ◆ 公用車及び推進機関・団体の使用車両による率先垂範した早めのライト点灯の実施
- ◆ 歩行者・自転車利用者の明るい服装、夜光反射材の活用の促進
- ◆ 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進

※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点 灯 時 間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

重点3 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーを向上させることにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 各種広報媒体の活用による自転車の安全利用の促進に向けた広報啓発活動の推進
 - ◆ 「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）にある「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による安全利用の促進
 - ◎ 車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先等、自転車の通行方法の指導の徹底
 - ◎ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用運転等の危険性の再認識による安全通行の徹底
 - ◎ 前照灯の早め点灯の励行
 - ◎ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
 - ◎ 幼児・児童のヘルメット着用の促進
 - ◆ 自転車の安全性の確保
 - ◎ 自転車の点検整備の励行
 - ◎ 自転車の事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
 - ◎ 夜光反射材等の活用促進
- ※ 自転車安全利用五則（平成19年7月10日 交通対策本部決定）
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用

重点4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト着用に係る活発な啓発活動を展開するとともに、交通事故発生時における被害防止・軽減を図る。

- ◆ 全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることの周知と着用の徹底
 - ※ 後席シートベルト非着用 3つの危険
 - ① 車内で全身を強打
 - ② 車外放出の危険も
 - ③ 前席の人も被害に
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果に関する正しい理解の促進
- ◆ チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
- ◆ 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底
- ◆ 地域メディア、インターネット等あらゆる広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及啓発

アンケートにご協力ください。

神戸市 利用実態調査

国道428号(有馬街道)と夢野白川線(旧西神戸有料道路)

平成21年12月上旬実施予定

日頃は、神戸市政にご協力いただきありがとうございます。
このたび、神戸市では、今後の道路施策の基礎資料として、国道428号(有馬街道)と夢野白川線(旧西神戸有料道路)の利用実態を把握するアンケート調査を実施します。兵庫県トラック協会の会員の皆様にアンケート調査票を郵送させていただきますので、アンケートにご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次の条件に該当する方を対象としています。【2つとも該当する方】

- ①国道428号(有馬街道)、夢野白川線(旧西神戸有料道路)を運行で利用されている方
- ②「大型車」、「特大車」を運行されている方
 - ・大型車(最大積載重量5 t以上で3車軸以下、トラクタ単体で3車軸、または単体4車軸で車両制限令限度以下)
 - ・特大車(単体4車軸で車両制限令限度を超えるものまたは単体5車軸以上)



神戸市建設局 道路部 計画課 TEL 078-322-5387

首都高速道路からのお知らせ

交 管 第 37 号
平成21年10月28日

社団法人 全日本トラック協会
会長 中西 英一郎 殿

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 佐々木 克巳

大型車両の安全な通行等に関する指導について（協力依頼）

平素は当社事業にご理解を賜りますとともに、貴協会加盟の各会員様におかれましては、首都高速道路をご利用頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、9月末より首都高速道路において大型車両による重大事故が連続して発生しております。主な事例として、

9月22日(火) 09時19分頃、東扇島付近の大型車追突での乗用車2名死亡。

9月25日(金) 01時22分頃、江戸橋 J C T 内トレーラー横転6時間超の通行止。

9月30日(水) 11時44分頃、銀座付近トレーラージャックナイフ2時間通行止。

10月1日(木) 11時45分頃、中央環状線の松島付近トレーラーの接触から事故関係車両10台、
怪我人11名となった4時間の通行止。

10月7日(水) 23時34分頃、銀座付近トレーラージャックナイフ1時間超の通行止。

以上のとおり、特にトレーラーの事故が4件あり、長時間の交通規制で多くのお客様に多大なご迷惑をおかけする事態となりました。

つきましては、首都高速道路において、このような事故が発生した場合の重大性をご賢察頂き、併せて各会員様に安全運転等の励行の徹底を周知して頂きますようお願い申し上げます。

また、今後、当社としてより一層の交通安全対策を実施してまいりますので、ご協力頂くようお願い申し上げます。

事務局からのお知らせ

運輸安全マネジメント実施要領の改正について

事業用自動車総合安全プラン2009を踏まえ、
運輸安全マネジメントの一層の浸透・定着を図るため、
運輸安全マネジメント等の改正

主な改正

1. 安全マネジメントの評価対象の拡大
(第1当死亡事故を引き起こした事業者など)
2. 第3者機関による安全マネジメントの評価も認める
(事故対、損保会社など を想定か?)
3. 「実施にあたっての手引き」の改訂
 - ①対象事業者の一部変更
安全管理規程等義務付け事業者（保有台数300台以上）
準大規模事業者（100台以上又は営業所が2以上ある事業者）
中小規模事業者（100台未満かつ営業所が1である事業者）
 - ②下請け事業者に対する配慮
「実施にあたっての手引き」に下請け事業者に対する配慮を明記
 - ③安全マネジメントの取組を容易に行えるよう分かり易い内容に
4. 安全マネジメント施行後、2年間程度の重点期間は削除

なお、当該改正により、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成18年9月27日付け国自総第321号、国自貨第84号）は廃止。

平成21年10月16日
大臣官房
自動車交通局

自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正について

国土交通省では、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会でとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、自動車運送事業に係る運輸安全マネジメントの一層の浸透・定着により事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、自動車運送事業における運輸安全マネジメント等の実施要領等を改正しましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省

大臣官房

運輸安全監理官室 本田、高瀬

電話 03-5253-8111 (内線 22065)

自動車交通局

安全政策課 真秀、倉持

電話 03-5253-8111 (内線 41633)

旅客課旅客運送適正化推進室

遠藤、小林

電話 03-5253-8111 (内線 41273)

貨物課トラック事業適正化対策室

浅見、福藪

電話 03-5253-8111 (内線 41334)

自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正について

1. 改正の概要

(1) 安全マネジメントの評価対象の拡大

国は、従来行っていた、安全管理規程等義務づけ事業者（バス200両以上、トラック、タクシー300両以上）に加え、次の事業者について安全マネジメント評価を行うこととする。

- ・乗合バス 100両以上
- ・都市間を結ぶ高速バス及び高速ツアーバスの事業者
- ・第1当事者の死亡事故を引き起こした事業者
- ・危険物の大量漏洩事故を引き起こした事業者

(2) 第三者機関による安全マネジメント評価の実施

第三者機関（安全マネジメントについての知識経験を有する職員が相当数いる等の要件に該当する者）も安全マネジメント評価をすることができることとし、その場合には、国が行った評価と同等に扱う。

※ この措置は、試行的に行うものであり、その実施状況や効果等を検証した上で、自動車以外のモードについても導入することを検討する。

(3) 事業者向け安全マネジメント手引の改訂

- ①わかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂。
- ②トラックの元請事業者に対し、継続的關係のある下請事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導するよう求める（安全マネジメント評価の対象にする）。

2. 施行時期

平成21年10月16日から施行

「トラック事業の総合安全プラン2009」研修会のご案内

平成21年3月に国の「事業用自動車総合安全プラン2009」が示され、これに拠り関係法令の改正など様々な施策が実施されているところです。

これに対して、全日本トラック協会においても11月に「トラック事業の総合安全プラン2009」を策定しました。

同プラン2009は、10年後（2018年）を目途に交通事故件数及び死者数を半減させることを目刺しP D C Aサイクルに沿って推し進めるものです。

これに伴い、トラック運送事業者においても、今後、様々な取り組みが求められる状況となっています。

この様な状況から、標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき、開催日10日前迄にF A X 078-882-5565（トラック協会）までお申し込み下さい。

記

テ ー マ 総合安全プラン2009 と 最近の関係法令改正
講 師 兵庫陸運部 監査部門 首席運輸企画専門官 柳田弘詞 氏

姫路会場 日 時：平成22年2月2日(火) 13：30～15：00
場 所：(社)兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階大会議室
姫路市中地字村東26-1

神戸会場 日 時：平成22年2月3日(水) 13：30～15：00
場 所：(社)兵庫県トラック協会 3階大会議室
神戸市灘区大石東町2丁目4-27

『トラック事業の総合安全プラン2009』
研修会申込書

(社)兵庫県トラック協会

適正化事業部宛

(078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

◎2月2日(火) 13:30～姫路会場()

◎2月3日(水) 13:30～神戸会場()

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

第41回全国トラックドライバーコンテストが開催されました

第41回全国トラックドライバーコンテストが、10月24・25・26日茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所で開催されました。

全国およそ約2,000名が参加した都道府県地区大会を勝ち抜いてきた145名（女性22名）が出場してプロドライバー日本一が決められました。

内閣総理大臣賞（総合得点第1位）は、愛知県代表の坪内大樹さん（岡田運輸（株）・11トン部門）が、今年から新設された国土交通大臣賞（中小企業所属の総合得点第1位）とあわせて受賞されました。



開会式



点検競技



運転競技



表彰式

第47回兵庫県高圧ガス大会が開催されました

本年で47回目を迎える恒例の兵庫県高圧ガス大会が、兵庫県公館に於いて10月27日(火)午後1時30分から高圧ガス関係者約400名参加の下、盛大に開催されました。

永年に亘り高圧ガスの事故防止に努め、多大の功績があった優良製造事業所(4)、優良販売業者(1)、保安功労者(2)、優良製造責任者(2)、優良販売主任者(2)等に対し、兵庫県知事の表彰状と楯が贈られ、又18名が大会委員長表彰の栄に浴しました。

(社)兵庫県トラック協会の関係では、保安功労者として、

酸和運送株式会社 石川充宏さん

荒彦運輸株式会社 松下滋和さん

の2名が大会委員長表彰を受賞されました。





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 平成21年度安全衛生表彰・ 永年勤続表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の受賞について

去る10月28日岩手県盛岡市で開催された「第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」において安全衛生表彰者及び永年勤続表彰者に対し表彰式が行われました。

また、優良フォークリフト等運転者表彰の発表が行われました。

1 安全衛生表彰

事業場進歩賞

和歌山運送 株式会社
神港通運 株式会社
株式会社 瀬川運送店

2 永年勤続表彰

足立 晟
陸災防兵庫県支部 陸運災防指導員
(北播分会事務局長)

3 優良フォークリフト等運転者表彰

堀 亮裕 (和歌山運送 株式会社)
田川 厚一郎 (ますもと運輸 株式会社)
岡本 公一 (是則運輸倉庫 株式会社 阪神団地営業所)
濱本 茂利 (株式会社 マツムラ)
石田 耕一 (株式会社コープムービング 魚崎浜事業部)



事業場進歩賞の代表で受賞する和歌山運送(株)堀社長

平成21年度安全管理者選任時研修開催のご案内

労働安全衛生法では、「運送業において常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者を選任して、その安全管理者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならない。」とされています。

また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正（平成18年10月1日施行）で、一定の学歴と実務経験のほかに「厚生労働大臣が定める研修」を受講・修了していることが要件とされました。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸運労災防止協会）では、平成21年度も、この厚生労働大臣が定める研修」として、「安全管理者選任時研修」を開催することとしました。当協会が開催するこの研修は、陸運業の事業場の安全管理者として適切な安全管理を行っていただくことができるように、陸運業の実際を踏まえた内容のものとしています。

この研修を多くの方々が受講されますよう、ご案内申し上げます。

安全管理者選任時研修の内容

開催日時及び場所

平成22年1月26日(火)～27日(水)	兵庫県トラック協会研修センター（兵庫県神戸市）
平成22年2月2日(火)～3日(水)	女性と仕事の未来館（東京都港区）
平成22年2月18日(木)～19日(金)	香川県トラック総合会館（香川県高松市）

研修カリキュラム

第1日	13：30～13：40	開講・研修にあたっての留意事項
	13：40～16：40（3時間）	安全管理
第2日	9：00～10：30（1.5時間）	安全教育
	10：30～12：00（1.5時間）	関係法令
	12：00～13：00	休憩
	13：00～16：00（3時間）	事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動
	16：00～16：30	修了試験（研修効果の確認）・閉講

※ 東京会場については2日目の開始時間が9時30分、終了時間が17時となります。

定員

100名以内（ただし、東京会場は40名）

対象者

- ・新たに安全管理者に選任される予定の方
- ・平成18年10月1日において、安全管理者に選任されて2年に満たない方
- ・既に安全管理者に選任されているが、この研修を受講することにより、リスクアセスメント等についての必要な知識を習得したり、理解を深めたりしたい方（安全管理者としての職務内容の再確認等を図りたい方など）

修了証の交付

研修を修了した方に修了証を交付します。

安全管理者選任時研修のお申込み

申込方法

別紙受講申込書にご記入の上、FAX又は郵送でお申し込みください。

受講費は前納制となっております。お申込と同時に銀行振込又は現金書留でご送金ください。

受講費受領後、受講票等受講に必要な書類は、研修開催日の概ね2週間前までに本人あて送付します。会社宛送付ご希望の場合は申込書にその旨ご記入ください。

なお、お申込後受講を取り消される場合は、受講日7日前までにご連絡ください。それ以後の取消しについては返金できません。

受講費

会員事業場の受講者の方 13,000円

一般事業場の受講者の方 15,000円

いずれも、消費税、テキスト代を含みます。昼食・宿泊費は含まれません。

※兵ト協会員事業者の兵庫県会場での受講については、陸災防兵庫県支部が負担します。

申込の受付・締切

受講申込の受付は先着順とし、定員に達し次第、受付を終了させていただきます。

申込・問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 担当 石川・木下
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館
TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

兵ト協会員事業者は下記へ申込

(社)兵庫県トラック協会(陸災防兵庫県支部)総務部 担当 高田
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

振込先

みずほ銀行芝支店 普通預金口座 1131663

口座名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

※ 振込み手数料は申込者にてご負担願います。

※ 銀行発行の振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。特に請求書・領収書が必要な場合は申込書にその旨ご記入ください。

※ 兵ト協会員事業者の兵庫県での受講については、陸災防兵庫県支部が負担します。

安全管理者選任時研修に関するホームページ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会ホームページ

ホーム → 安全管理者選任時研修 → 安全管理者選任時研修ご案内

研修受講申込書(1名用、複数人用)は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.rikusai.or.jp/>

安全管理者選任時研修受講申込書（兵庫会場・兵ト協会員用）

開催日時及び場所（ご希望の番号に○をつけてください。）	
平成22年1月26日（火）～27日（水） 兵庫県トラック協会研修センター（神戸市）	
受講者氏名	
役職名	
所属事業場名	
事業場所在地	〒
TEL	
FAX	
受講費	（当協会会員事業場13,000円、非会員事業場15,000円） ※ 兵ト協会員事業場の受講者は会員事業者1名まで 陸災防兵庫県支部が負担いたします。
通信欄（お申込みの際の担当者名（連絡先）等をご記入ください。）	
ご記入いただきました個人情報につきましては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が責任をもって管理し、この研修の実施のためにのみ使用します。	

以下の会場は、ホームページからダウンロードできます。<http://www.rikusai.or.jp/>

但し、陸災防兵庫県支部の受講費負担はありません。

平成22年2月2日（火）～3日（水） 女性と仕事の未来館（東京都港区）

平成22年2月18日（木）～19日（金） 香川県トラック総合会館（高松市）

平成21年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

平成20年度にスタートした「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間は、平成20年度から平成24年度まで）では、この5年間で死亡災害を20%以上、死傷災害を15%以上減少させることを目標として掲げ、毎年、この目標達成に向けて労働災害の減少を図っていくこととしている。

陸上貨物運送事業における近年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害については、平成18年以降減少を続けてきている。そして、平成20年は、死亡者数148人と、これまでの最少となり、本年においても、夏までの速報値ではあるが、減少の傾向を堅持している。

一方で、死傷災害については、長期的には減少の傾向にあるものの、平成20年は前年比1割近く死傷者数が増加するなど、この数年で横ばいないし増加の傾向に転ずるのではないかと懸念もされている。しかしながら、本年に入り、この夏までの速報値ではあるが、死傷者数は、昨年同期と比較して1割以上減少した状況となっている。

また、近年の傾向として、死亡者数の約6割が交通労働災害によるものであり、死傷者数の約7割が荷役運搬作業における災害によるものとなっている。

陸運業界においては、年末・年始は、荷動きの増加、冬期における気象条件や交通事情等により作業環境が変化することに伴い、死亡災害を含む労働災害が多発することが懸念される。

このため、上記のような労働災害の発生状況を踏まえ、死亡災害をなお一層減少させていくとともに、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、さらなる減少の傾向に転じさせていくべく、交通労働災害防止対策や荷役運搬作業に係る労働災害防止対策を重点として、なお一層強力に事業場における自主的な安全衛生活動を推進していくことが必要である。

このような取組みを推進するに当たっては、何よりも経営者と従業員が一致協力して安全衛生活動を組織的・計画的・効果的に推進し、職場の安全衛生管理水準を高めていくことが必要不可欠である。その際、先取り型の安全衛生対策として、日常作業における危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査等）等によるリスク低減の取組みを進めていくとともに、労働安全衛生マネジメントシステム（「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」－リクムス－）の導入を図っていくことも望まれる。

このような状況の下、

「慣れた作業に見えない危険 リスクアセスメントで 災害予防」

をスローガンに、この12月1日から来年1月31日までの2ヵ月間を平成21年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止に向けた経営トップの固い決意の下、各職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組みを行うこととする。

2 実施期間

平成21年12月1日(火)から平成22年1月31日(日)まで

3 スローガン

慣れた作業に見えない危険 リスクアセスメントで 災害予防

(第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 安全衛生標語入選作品荷役部門)

4 主 唱 者

陸運貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後 援

厚生労働省

6 実施事項

イ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)により職場の安全衛生点検を行う。

ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

参考リーフレット等

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(平成20~24年度)
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 安全作業連絡書の活用を!
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人未満）

平成20年9月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む） ※計画実施についての評価	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> していない
4. 安全衛生管理体制		
（1）安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（2）安全衛生管理規程の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
6. 安全衛生について労使で話し合う場の設置状況		
（1）設置しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（2）開催状況（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
（1）雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（3）作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（4）事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（5）運転適性診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（7）腰痛予防のための作業従事者教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
8. 健康管理		
（1）雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（2）定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（3）深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（4）健康の保持増進対策（健康づくり）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（5）快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
（6）過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） 労働させた場合におけるその超えた時間	<input type="checkbox"/> 月45時間以内	<input type="checkbox"/> 月45時間超 <input type="checkbox"/> 月45～80時間 <input type="checkbox"/> 月80～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間以上
（7）時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない

9. 荷役運搬作業の安全対策

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 作業計画の作成 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア 貨物自動車 | イ フォークリフト | ウ 移動式クレーン | エ コンベヤー |
| オ 器具・工具 | カ その他 | | |
| (6) 定期自主検査（同上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア フォークリフト | イ 移動式クレーン | ウ その他 | |
| (7) 危険作業従事資格者の配置（同上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア フォークリフト | イ 移動式クレーン | ウ はい作業 | エ 玉掛け作業 |
| | | | オ その他 |
| (8) 保護帽・安全靴の使用 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |

10. 交通労働災害防止対策

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 交通労働災害防止のための管理体制 | | | |
| ア 運行管理者の選任 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (2) 適正な労働時間 | | | |
| ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出
（イ～カの改善基準告示等の遵守） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| イ 1か月の拘束時間（293時間以内） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ウ 1日の拘束時間（13時間以内） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| エ 休息期間（8時間以上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| オ 1日の運転時間（9時間以内） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| カ 連続運転時間（4時間以内） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (3) 走行管理 | | | |
| ア 走行計画の作成及び指示 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| イ 走行経路の決定 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| エ 点呼の実施 | | | |
| ① 乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ② 乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が
13時間を超える場合の睡眠状況の確認 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等
による把握 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| カ 車両等の点検・整備 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| キ 異常気象時の措置 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ク 荷の適正な積載 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい。） | | | |
| ア 交通安全情報マップの作成等 | イ 標語募集 | ウ ポスター掲示 | エ 表彰 |
| | | | オ その他 |

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人以上）

平成20年9月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成	年	月	日
	点検者氏名		印	

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む） ※計画実施についての評価	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> していない
4. 安全衛生管理体制		
(1) 総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 衛生管理者の選任（規模50人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 産業医の選任（規模50人以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 安全衛生管理規程の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
6. 安全衛生委員会		
(1) 設置しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 開催状況（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
(1) 雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 運転適性診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(6) 腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
8. 健康管理		
(1) 雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(2) 定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(4) 健康の保持増進対策（健康づくり）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	<input type="checkbox"/> 月45時間以内	<input type="checkbox"/> 月45時間超 <input type="checkbox"/> 月45～80時間 <input type="checkbox"/> 月80～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間以上

(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
9. 荷役運搬作業の安全対策			
(1) 作業計画の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他			
(6) 定期自主検査（同上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他			
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他			
(8) 保護帽・安全靴の使用	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
10. 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
ア 運行管理者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 適正な労働時間			
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 走行管理			
ア 走行計画の作成及び指示	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
イ 走行経路の決定	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
エ 点呼の実施			
① 乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
② 乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
カ 車両等の点検・整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
キ 異常気象時の措置	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
ク 荷の適正な積載	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい。）			
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他			

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成22年 3 月 4 日(木) 9 時～ 8 時45分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 -27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成22年 3 月 6 日(土) 8 時～ 7 時45分受付 3 月13日(土) 8 時～ 3 月14日(日) 8 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A 4 サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2 枚のうち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成22年2月1日(月)～平成22年2月24日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

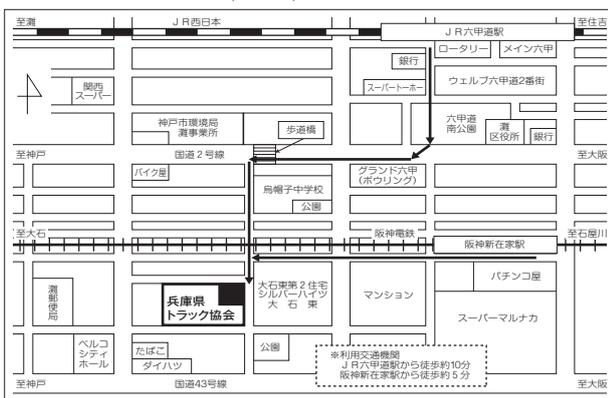
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

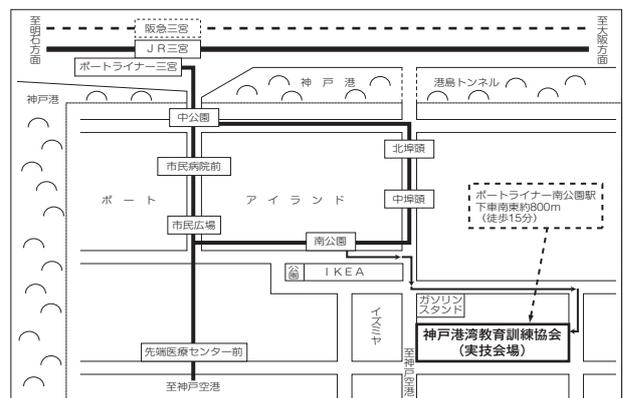
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	昭和 年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電 話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電 話	F A X	
	名称			
所持する自動車 運転免許証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号		
		取得年月日	年 月 日	
		発行者	公安委員会	
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。		平成 年 月 日		
		受講者氏名 ㊞		
書替・再交付年月日	※ 年 月 日			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成22年1月20日(水) 9時～17時
	2日目	平成22年1月21日(木) 9時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸運防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書 (A4サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。
2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等 (運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災害防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時 (12時～13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
 受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
 平成21年12月14日(月)～平成22年 1月8日(金)
 ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。

5. 修了証

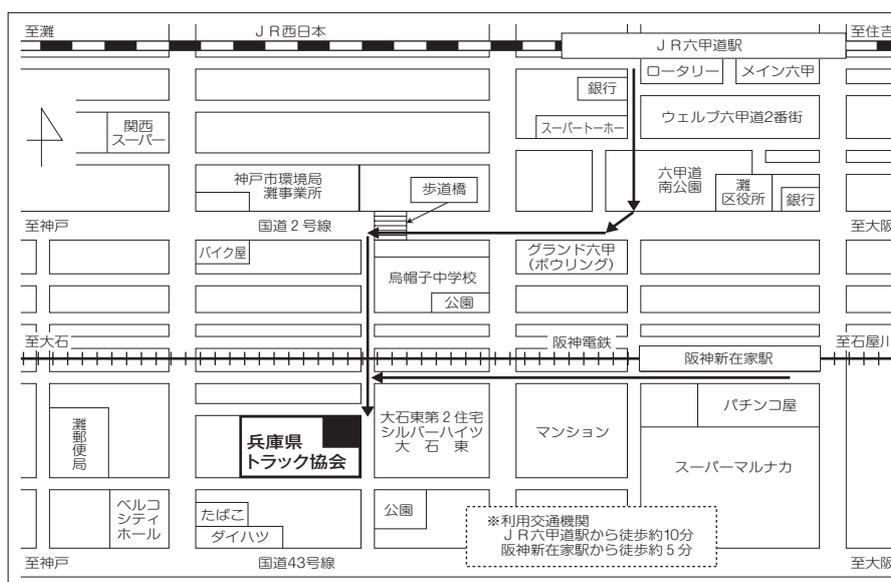
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
 2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒		本籍	都道府県
	電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒		
	名称	電話	F A X	

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月 から _____ 年 月 まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日 ※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年11月 現在
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

講習名	講習日	講習会場	講習科目	定員	受講(予約)申込受付期間	受講料
第4回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1日目	平成22年3月4日(木)	学科	50名	平成22年 2月1日(月)～24日(水)必着 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目	平成22年3月6日(土)				
	3日目	平成22年3月13日(土)	実技			
	4日目	平成22年3月14日(日)				
第2回 はい作業主任者 技能講習会	1日目	平成22年1月20日(水)	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・学	100名	平成21年12月14日(月)～ 平成22年1月8日(金)必着 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	6,500円 (6,191円) (消費税5%309円) 別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目	平成22年1月21日(木)	学科			

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年10月末現在）

（単位：円／ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	83.41	88.00	93.00	93.50
出 光	82.19	88.00	89.33	90.00
J エナジー				85.25
コ ス モ	81.74	85.60	92.82	
昭和シェル	81.85			86.00
モ ー ビ ル	81.30		91.00	
エ ッ ソ	81.90		92.00	106.00
そ の 他	82.65	87.24	88.00	89.50
総 計	82.43	86.87	91.32	90.37
21 / 9	全国平均	84.74	調 査 な し	90.61
	近畿平均	83.87		90.76

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年 1 月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年 2 月	77.65	82.01	91.24	86.33
平成21年 3 月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年 4 月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年 5 月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年 6 月	74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年 7 月	76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年 8 月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年 9 月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37
年 間 平 均	83.10	86.93	94.52	91.88

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 たる 連 絡 先
21.11.4	明 石	一般 利用	エーエス物流 サービス(株)	川 島 聡 明	〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町1丁目9-27 ☎ 078-858-9955 FAX 078-858-9957
11.16	西 播	一般	(株)イエローサービス	谷 口 隆 司	〒678-0002 相生市汐見台30番地の4 ☎ 0791-22-5187 FAX 0791-22-5187

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
21.10.29	東神戸	一般 特積	今井京阪神運輸(株)	今 本 建 二	事業廃止

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
21.10.21	P.156	合 併 (代表者)	フットワークロジスティクス(株)	フットワークエクスプレス(株)
10.21	P.108	住 所	(株)兵庫高速運輸 神戸市中央区港島7丁目2	〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和字北横尾238-385
10.22	P.84	住 所	(株)三つ茶屋 神戸市中央区小野浜町6-40	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町9-55
10.29	P.107	住 代 表 者	田 辺 組 運 送 (株) 神戸市兵庫区切戸町1-23 田 辺 勲 造	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町3-23 田 辺 秀 樹
10.29	P.148	住 所	(株)エム・ライズ 加古郡稲美町国岡320-11	〒675-1112 加古郡稲美町六分一1184-3
11.2	東 部	代 表 者	伊 丹 陸 運 (株) 木 本 淳 一	石 川 雄 二
11.5	P.105	代 表 者	(株)信栄運送店 元 木 武 雄	元 木 廣 一

21.11.9	P.121	代 表 者	神戸鉄鋼運輸(株) 池 脇 薩 男	水 島 早 苗
11.10	西神戸	住 所	西 神 戸 物 流 (株) 神戸市西区玉津町水谷字大東557-13	〒654-0043 神戸市須磨区外浜町4-1-5
11.13	P.93	代 表 者	上 組 陸 運 (株) 松 原 利 光	吉 田 康 藏
11.13	P.155	代 表 者	(株)長谷川運輸 長谷川 大 輔	長谷川 哲 也
11.13	P.80	住 所	(有)コンテナ神戸物流 神戸市中央区多聞通2丁目1-1	〒650-0026 神戸市中央区古湊通2丁目2-13-901
11.18	P.62	代 表 者	(株) 神 東 九 坪 登 志 彦	谷 脇 泉

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
21.10.22	明 石	上 田 勇 様	(株) 吉 富 運 輸
10.26	東神戸	松 原 重 信 様	(株) 松 原 商 会

* * *

会 員 名 簿 正 誤 表

この度、会員名簿作成において一部記載事項に誤りがあり、会員の皆様にご迷惑をお掛けしましたこと心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

Page	支 部	会 社 名 役 員 氏 名	正	誤
P.64	東神戸	(株) 中 村 エンタープライズ	種別 一般・利用	種別 一般
P.187	西 播	(株) 福 山 通 商	代表者 井 上 憲	代表者 大 野 弘 之
P.49	丹 有	豊 栄 輸 送 (株)	代表者 林 義 勝	代表者 小 野 保

よろこび ご受賞おめでとうございます。

21.10.29	道路運送事業等運転者 永年勤続 近畿運輸局長表彰受賞	大嶋末雄氏 (株)ランテック)
		中西守氏 (大同通運(株))
10.30	自動車関係功労者 国土交通大臣表彰 (経営者)	堀秀夫氏 (和歌山運送(株))
		濱本和彦氏 ((株)濱本ジェネラルコーポレーション)
21.10.30	自動車関係功労者 国土交通大臣表彰 (運転者)	西田淳氏 (第一運輸作業(株))



大嶋末雄氏 中西守氏
道路運送事業等運転者
永年勤続近畿運輸局長表彰



堀秀夫氏
自動車関係功労者
国土交通大臣表彰 (経営者)



濱本和彦氏
自動車関係功労者
国土交通大臣表彰 (経営者)



西田淳氏
自動車関係功労者
国土交通大臣表彰 (運転者)

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
11・2	全ト協交通対策委員会 食品部会「役員会」	全ト協 兵ト協	12・1	— 12月の予定 — 年末の交通事故防止運動	
4	整備管理者選任後研修	兵庫 県 農 業 会 館	2	兵青協「第4回評議員会」	三 宮 大 阪 新 阪 急 ホ テ ル
5	フォークリフト運転技能講習会(学科)	兵ト協	3	近畿地区物流政策懇談会	兵ト協
6	総務委員会 自動車関係団体連絡会議	兵ト協 自動車会館	4	タンクトラック部会 実務担当者研修会	兵ト協
8	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾 教育訓練センター	4	全ト協 常任理事会	第一ホテル京 東
9	環境問題対策委員会 タンクトラック部会役員会	全ト協 兵ト協	4	運行管理者基礎講習	神 戸 海 洋 博 物 館
10	グリーン物流セミナー	大 阪 合 同 序 會 第 4 号 館 4	4	神戸市危険物安全協会 平成21年度第2回理事会	ホ テ ル 北 野 プ ラ ザ 六 甲 荘
10	整備管理者選任後研修 引越部会「正副部会長・監事会議」	和 田 山 ジ ュ ビ タ ー ホ ー ル	5	重量・鉄鋼部会「研修会」	北 野 プ ラ ザ 六 甲 荘
11	ダンプ部会第14回情報交換会	兵ト協	7	自動車関係団体連絡会 情報交換会	神 仙 閣
12	近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協	7	KTS正副会長会議、特別委員会	京 都 市
13	全国道路利用者会議 理事会及び要望活動 陸災防 登録教習機関監査指導	東 海 ク ラ ブ (霞ヶ関)	8	人権啓発研修会	兵 庫 県 自 動 車 整 備 会
14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	兵ト協	9	兵ト協 正副会長会議	ホ テ ル 路 ニ ュ ー 淡 路
14	中国ブロック青年経営者研修会	(社)神戸港湾 教育訓練センター	10	全ト協各府県タンク部会長会議	全ト協
15	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾 教育訓練センター	11	近畿トラック協会 幹事会	大ト協
16	第49回正しい運転・明るい輸送運動 運輸安全マネジメント研修会	鳥取県米子市	11	近畿トラック協会 幹事会 第3回事務防止セミナー	大 阪 史 博 物 館
16	義援金贈呈式	兵ト協	16	兵ト協 総務委員会・常任理事会合同会議	兵ト協
16	神戸市GCN「環境保全講習会」	兵庫 県 知 事 室		— 1月の予定 —	
18	KTS特別委員会、正副会長会議	兵 庫 県 民 会 館	1・6	平成22年新春名刺交換会	神 戸 市 勤 労 会 館 (7階)大ホール
18	本部・支部指導員合同研修会(講師：兵庫陸運部)	滋 賀 県 「琵琶湖ホテル」	13	ダンプ部会臨時総会	兵ト協
19	第19回五ブロック女性経営者交流会	ホ テ ル グ ラ ン ヴ ィ ア 京 都	18	陸災防 近畿ブロック事務局連絡会議	奈 良 ロイヤルホテル
20	グリーン経営講習会	三 宮 研 修 セ ン タ ー 7 0 5 号 室	19	兵青協「労務管理研修会」	兵ト協
20	コンプライアンス小委員会・三木会	兵ト協	20	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
24	神戸中央支部研修会	神 仙 閣	20	整備管理者選任後研修	兵 庫 県 農 業 会 館
24	兵庫県危険物等防災研修会	兵 庫 県 消 防 学 校	21	引越部会「新春全体会議」	西 村 屋 和 味 旬 彩 神 戸 市 中 央 区
24	兵庫県過積載防止連絡会議	兵 庫 陸 運 部	21	はい作業主任者技能講習会	兵ト協
25	全ト協重量部会全国実務担当者研修会	東 京 都 立 産 業 貿 易 セ ン タ ー	22	取扱・食品部会合同「新春荷主懇談会・研修会」	ホ テ ル オ ー ク ラ 神 戸
25	全ト協 第29回物流政策委員会	全ト協	25	運行管理者試験事務担当者研修会	お 茶 の 水 ホ テ ル ジ ュ ラ ク (東 京 都)
25	整備管理者選任後研修	全ト協	25	引越部会「分科委員会」	全ト協
26	ひょうご安全の日推進県民会議総会	姫 路 市 勤 労 市 民 会 館	27	近畿ブロック引越管理者講習	国 民 会 館 「武蔵記念ホール」
27	環境と物流を考えるシンポジウム	ラ ッ セ ホ ー ル 2 階	27	整備管理者選任後研修	姫 路 市 勤 労 市 民 会 館
27	自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」	神 戸 海 洋 博 物 館 J R 神 戸 駅 辺	29	近畿ブロック引越管理者講習	国 民 会 館 「武蔵記念ホール」
28	四国ブロック青年経営者研修会	愛 媛 県 松 山 市			
28	兵青協HOT21 第2回定例会	民 宿 「よしおか」 豊 岡 市			